

1. 仕様書番号 市活委第3号

2. 業務名称 美濃加茂市若者活動支援事業業務（以下「本事業」という。）

3. 業務の目的

本事業の目的は以下の通り。

- （1） 市内の施設を利用し、主に中高生等の若者（以下「若者」という。）が自由に出入りできる場所を設置・運営し、若者が学校や職場又は家庭以外の居場所として、安心して過ごすことができるようになること。
- （2） 若者が行う地域活動等に対する助言や活動費の補助を行うことで、若者が活発に活動できるようになること。
- （3） 若者を対象とした教育事業（デジタル教育・STEAM教育等）を企画・開催することで、若者が様々な分野に関心を持ち、積極的に学ぶようになること。

4. 目指す姿

設置した若者の居場所が多く、若者の第三の居場所として活用され、そこで助言や活動費の補助を受けて地域活動に取り組む若者が増加すること。また、教育事業に参加した若者が新たな関心事を得て積極的に学ぶようになること。最終的には、若者が地域と関わりながら活動する経験等を通して、地域に愛着を持ち地域で活躍できる人材となることを目指す。

5. 業務の概要

（1）取組みの概要

本事業は、「3. 業務の目的」を達成するため、次の3つの取組みを行うものとする。事業者は3つの取組みの実施方法を提案すると共に、そのほかの取組みについても提案することができる。ただし、「6. 業務の内容」において必須とした条件については必ず実施すること。

- ①若者の居場所設置・運営業務（若者が安心して過ごせる居場所の設置と運営）
- ②若者の地域活動援助業務（若者が行おうとする地域活動に関する助言と活動費補助）
- ③若者教育事業企画・開催業務（若者が関心を持つテーマを選定し、若者向けの講座等を開催）

（2）履行期間

本事業の契約期間は契約日から令和12年3月31日までとする。

※各業務の完了は令和12年1月31日とし、残りの期間は報告書作成・評価等を行う期間とする。ただし、（1）に挙げた3つの取組みのうち「①若者の居場所設置・運営業務」については、令和12年1月31日を過ぎても契約期間内は開設することができるものとする。

（3）対象

本事業の対象者は、若者とする。ただし、地域との連携において、対象年代以外の者が対象年代と関わる場合は、その者も業務の対象者としてよいものとする。

(4) 運営体制

本事業は、「S I BによるP F S事業」として実施することができる。「S I BによるP F S事業」とは、地方公共団体等が事業者が業務を委託する際に、「行政課題」に対応した「成果指標」を設定し、成果指標の改善状況に連動した金額を支払う仕組みである「成果連動型民間委託契約方式（P F S）」に民間の資金提供者が介在するもの。ただし、P F S事業としての事業実施は必須条件とする。事業者は「S I BによるP F S事業」を実施する場合は、関係する団体等による運営体を組織して事業を行うこと。なお、本業務の契約相手となる受注者については、「サービス提供者」や「中間支援機構」となる団体が担うことも可能とする。

6. 業務の内容

(1) 事業者提案による業務の実施

以下に示す内容を基本として、「3. 事業の目的」「4. 目指す姿」を達成できる業務を実施すること。「①若者の居場所設置・運営業務」については「初年度最低開催数」として示す条件での居場所の開催を必須とするが、そのほかの内容については事業者提案により任意にその内容を変更することも可とする。また、以下に示す以外の事業を事業者が提案することも認める。

①若者の居場所設置・運営業務

若者が安心して過ごすことのできる若者の居場所を設置・運営する。設置場所は「美濃加茂市生涯学習センター6階フロア」とし、同事業については無償で利用できるものとする。また、若者の集まりやすさと居場所で実施する活動のしやすさを考慮し、他の場所を活用する提案をすることも可能とする。なお、運営の際は管理者1名とユースワーカー等数名を配置すること。なお、管理者とは青少年の健全育成に必要な知見を持ち、グループマネジメントの経験を活かして運営の管理、スタッフの管理、関係機関との連携を担うものとする。

ア 基本となる条件

- ・ 設置場所 : 美濃加茂市生涯学習センター6階フロア（一部を除く）
- ・ 開催期間 : 令和7年10月1日～令和12年3月31日
- ・ 利用可能時間 : 平日・午後3時～午後10時（休日等は要協議）
(※18歳未満の利用者については午後10時までに自宅に帰宅させること。)

イ 必須となる条件

- ・ 初年度最低開催数 : 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月は週2回で1回4時間程度（ただし、6か月は24週とする。）

②若者の地域活動援助業務

若者の居場所において、若者が計画する地域活動に関する相談に対応し、活動実施のための助言を行うこと。また、同活動について必要な活動費の補助を行うこと。助言については、若者の居場所の開催時に対応することを原則とするが、必要に応じてその他の時間にも行うことも可能とする。また、活動費の補助については、市が別に示す活動費補助の条件に従い制度を詳細設計し、審査・補助金の交付を行うこと。

ア 基本となる条件

- ・ 補助額 : 年50万円以上100万円以内で、契約時に決定する。ただし、初年度は20万円以上100万円以内とする。

イ 必須となる条件

- ・別紙1”若者の地域活動援助業務における活動費補助の条件について”のとおり

③若者教育事業企画・開催業務

若者が関心を持っているテーマを選定し、若者向けの講座等を企画・開催すること。テーマについては若者を対象とした教育事業（デジタル教育・STEAM教育等）で若者が今後必要とする内容を学べるものとし、分野及びテーマについては、若者に聞き取りを行うなどの方法により、最終的には市と協議のうえ決定すること。

ア 基本となる条件

- ・講座等実施方法 : 単発又は複数回講座、ミニ講座等形式は任意とし、講師の外部委託も可とする。
- ・参加者募集 : 中心となる対象者は若者とし、参加者を広く募集すること。
- ・その他 : 若者の居場所と同時開催としてもよいが、それぞれの参加者は区分して集計すること。

(2) 業務実施計画書

①初年度業務実施計画書

受託者は、業務実施計画書を契約日から1か月以内に市に提出すること。業務実施計画書には、以下ア～エの内容を含むこと。なお、オとカについてはSIBを活用し事業を計画する場合にのみ記載するものとする。

- ア 事業全体（令和7年度～令和11年度）で実施する業務の概要とスケジュール
- イ 初年度に実施する個別業務の詳細計画
- ウ 初年度（令和7年度）の「若者の居場所」立ち上げまでのスケジュールと工程表
- エ 初年度業務に係る予算
- オ SIBを活用した事業の組織体制と関係者
- カ SIBを活用した事業の資金計画

②業務実施計画書

受託者は、契約期間の2年目（令和8年度）以降の単年度分の業務実施計画書を前年度2月末までに市に提出すること。単年度分の業務実施計画書には、以下の内容を含んでいること。

- ア 当年度に実施する個別業務の詳細計画
- イ 当年度分の組織体制と資金計画
- ウ 当年度業務に係る予算
- エ 提出済みの業務実施計画書から変更のあった事項

(3) 業務報告書

受託者は業務期間中、年度毎に業務報告書を作成し、毎年2月15日までに市に提出すること。業務報告書には、以下の内容を含んでいること。なお、報告内容は当年度1月31日までの実績により作成し、それ以降に実施を予定する事業についても別途記載すること。

①当年度中の事業実施状況及び結果

②当年度中に行った「若者の居場所の設置・運営」の利用者等アンケート結果及び分析

- ③当年度中に行った「若者の地域活動援助」の活動報告書等の取りまとめ及び分析
- ④当年度中に行った「若者教育事業企画・開催」の参加者等アンケート結果及び分析
- ⑤当年度中の収支決算見込み

(4) 業務報告会

受託者は、年度毎に期初、期末及び中間報告として、市に対し業務の進捗を報告すること。その場合、可能な限り受託者以外の本業務関係者も同席させること。

(5) 実績報告書

①業務期間中の実施報告書

受託者は業務期間中、年度毎に実績報告書を作成し、翌年度5月31日（ただし、最終年度は3月31日）までに市に提出すること。実績報告書には、以下の内容を含むこと。

- ア 当年度中の事業実績
- イ 当年度中に行った「若者の居場所の設置・運営」の利用者等アンケート結果及び分析
- ウ 当年度中に行った「若者の地域活動援助」の活動報告書等の取りまとめ及び分析
- エ 当年度中に行った「若者教育事業企画・開催」の参加者等アンケート結果及び分析
- オ 当年度中の収支決算

②業務完了時の実施報告書

受託者は最終年度（令和11年度）には、上記報告書と併せて業務の全期間に係る実績報告書を提出すること。業務の全期間に係る実績報告書には、以下の内容を含むこと。

- ア 業務期間中の事業実績の集計及び効果の分析
- イ 業務期間中の最終収支決算
- ウ 今後の事業継続に向けた課題と提案

7. 支払条件等

(1) 成果指標・評価方法等

若者が地域と関わりながら活動する経験等を通して、地域に愛着を持ち地域で活躍できる人材となることを最終目標とする。また、中間成果指標については、最終成果目標を達成するために必要な期間ごとに達成すべき指標として、中間年度末ごとに設定するものとする。なお、成果指標は原則として5（1）に挙げた3つの取組みごとに設定するものとする。取組みごとの成果指標、評価方法及び支払い要件の案については別紙2「若者活動支援事業成果指標及び評価方法」に示す通りとする。なお、最終的には受託者の選定後に提案内容を加味して、受託者と市が協議の上決定するものとする。

実施事業の効果検証に関しては、対外的な説明責任を果たすために、客観的なデータ（公的なデータ等）を用いて第三者による評価を行う。成果指標の測定に必要なアンケートの設問等は、受託者が市との協議の上作成するものとする。

(2) 支払い基準

支払い基準は以下の通り（金額は税込み）とする。ただし、最終的には事業者からの提案内容をもとに、受託者の選定後に受託者と市が協議の上決定するものとする。また、本業務では中間成果連動支払額を初年度から4年度目までに対し、中間成果指標と併せて設定する。なお、提案書は支払上限額を越えた請負金額で提出することはできない。

支払上限額：56,000,000 円

固定支払額（特別目的会社設立関係費用等）

1 年目：1,500,000 円程度

中間成果連動支払額

1 年目：9,100,000 円程度

2 年目：11,350,000 円程度

3 年目：11,350,000 円程度

4 年目：11,350,000 円程度

最終成果連動支払額

5 年目：11,350,000 円程度

成果連動支払額／総支払額：54,500,000 円程度／56,000,000 円

（３）支払い要件

支払い要件の案については別紙２「若者活動支援事業成果指標及び評価方法」に示す通りとする。
なお、最終的には受託者の選定後に、提案内容を加味して受託者と市が協議の上決定するものとする。

（４）支払い時期

毎年度、成果連動支払部分については、第三者評価により支払額を決定し、固定支払額と合わせて 3 月末までに受託者に対して支払うものとする。

8. 留意事項

（１）苦情・事故対応

- ①本業務に関して、利用者及びその他の者から意見や苦情等を受けた場合には、発注者に報告すること。この場合、発注者から詳細の報告を求めた場合には、その指示に従うこと。
- ②本業務中に事故等あった場合は速やかに必要な対応を行うと共に、発注者に速やかに報告すること。併せて、後日報告書として、当事者情報・事故の原因・経過・今後の対策等を記したものを提出すること。

（２）その他留意事項

本事業を行うにあたって、事業実施に係る全ての関係者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。守秘義務及び目的外使用の禁止等を遵守し、業務が終了した後についても同様とすること。また、本業務の案内等を参加者等に送る場合は、参加者の個人情報を登録するときに事前に承諾を得ること。